

中小企業省力化投資補助金

人手不足の解消のため、オーダーメイドの設備・システムを導入し、省力化と生産性向上を図るための補助金として「中小企業省力化投資補助金（一般型）」があります。第7回（7/31 締め切り）分より、歯科医療法人が対象となりました。

1.補助対象機器

口腔内スキャナー・CAD/CAM・3D プリンターなど

省力化に寄与する設備である必要があるため、CT やユニット、マイクロスコープ等は対象外

2.補助率と補助上限額

（中小機構リーフレットより）

● 補助率と補助上限額			
従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

**補助上限額がアップする
【大幅賃上げ特例】の適用要件**

①1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引上げ特別事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

**補助率が2/3にアップする
【最低賃金引き上げ特例】の適用要件**

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※小規模・再生事業者は除く。

※3年後に給与支給総額を10.5%増加させる縛りあり。未達成の場合、補助金返還あり。

3.申請スケジュール（第7回）

受付開始 7/1（水）、公募締切 7/31（金）、採択発表日 11月中旬（予定）

4.その他注意点

カスタマイズ性が要件となっていますので、1点の既製品の設備では申請が出来ません。

2点以上の設備を組み合わせることで省力化を目指す必要があります。

2026 年歯科経営セミナーDVD 販売！

令和8年6月21日（日）ステーションコンファレンス東京にて、2019年以来7年ぶりとなる歯科経営セミナーを開催いたしました。ストライクの浅見様には歯科業界のM&Aについて分かりやすくご説明いただき、その後、鹿島先生には、M&A決定に至るまでのリアルな心境を、浅見様との対談形式でお話ししていただきました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

当日ご参加できなかった方向けに、セミナーDVDを1枚5,000円（税込）にて販売いたしますので、ご希望がありましたら各担当者にお伝えください。

歯科会計®

2026 年歯科経営のポイント～レセプト 1 件点数推移～

2026 年歯科経営セミナーでご報告した内容の内、レセプト 1 件点数の推移についてご説明いたします。下図のとおり、1 回あたりの点数は金属高騰、施設基準算定等の影響もあり、大幅に増加している一方で、月回数はコロナ禍の 2020 年を除き、年々減少を続けています。これは予防中心の診療が進んでいることが要因と思われます。



次に、レセプト 1 件点数の推移表です。2019 年までは減少傾向にありましたが、コロナ禍以降増加傾向になっています。これは 1 回点数増加の影響が、月回数の減少の影響を上回っていることを意味しています。自医院のレセプト 1 件点数の傾向について確認してみてください。



資産承継

所有不動産の記録証明制度

不動産の名義人本人やその相続人等が、登記名義人として記録されている全国各地の不動産について、一覧的にリスト化した証明書として交付される「所有不動産記録証明制度」が令和8年2月2日からスタートしました。

令和6年4月1日からの相続登記の義務化に伴い、被相続人名義の不動産を把握しやすくすることがもとめられました。そこで相続登記の申請に当たっての当事者の手続負担を軽減するとともに、登記漏れを防止する観点から当該制度が設けられています。

<請求できる者>

- ・所有者として登記されている人（法人を含む）
- ・その相続人

※これらの代理人による請求も可能です。

<請求方法>

全ての法務局、地方法務局（支局・出張所を含む）で、書面又はオンラインで請求が可能です。書面で請求する場合には郵送での請求も可能です。

<手数料>

- ・書面請求・・・1600円
- ・オンライン請求・・・郵送交付 1500円、窓口交付 1470円
→ 1つの検索条件につき1通当たりの金額です（3つの検索条件だと×3）

<必要書類>

所有権の登記名義人 (1)についてはいずれか一方	(1)－1 印鑑証明書 発行期限はなし。請求書には実印を押印。
	(1)－2 本人確認書類の写し（※2） 例：マイナンバーカード、運転免許証など
	(2) 過去の氏名や住所を検索条件とする場合、これらを証する情報 例：戸除籍謄本、住民票の写し、戸籍の附票の写しなど
相続人その他の一般承継人	上記に加えて (3) 所有権の登記名義人との相続関係・承継関係を証する情報 例：戸籍謄本、法定相続情報一覧図の写し、会社法人等番号（法人の場合）など
	(4) 被相続人又は被承継人の過去の氏名や住所を検索条件とする場合、これらを証する情報 例：除籍謄本、除かれた戸籍の附票の写しなど
上記の代理人	上記に加えて (5) 委任状 請求人の実印を押印し、請求人の印鑑証明書を添付